

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和6年3月)	資料キ
資料格納日：令和6年3月19日 動画公開期間：令和6年3月19日～令和6年9月30日	

重大事故報告の提出について

<担当>

指導グループ	TEL : 457-2117
--------	----------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○	
		企業主導型保育事業	○	
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	○	
		ベビーシッター	○	
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）	○	
		ベビーシッター	○	
通知の状況	有り	通知日		
		通知方法	メール	その他
	無し			
提出書類 の有無	全施設提出 該当する施設のみ提出	提出期限		
		提出方法		
	提出無し			

認可外保育施設

各位

令和6年3月19日

浜松市こども家庭部 幼児教育・保育課
幼児教育指導担当課長 大橋 泰仁**重大事故報告の提出について**

(治療に要する期間が30日以上 of 事故に係る注意事項)

仲春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より事故の対応及び報告につきましては、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

特定教育・保育施設等における事故の報告等につきましては、「令和5年12月14日付けこども家庭庁・文部科学省通知」にて周知しておりますが、特に下記の内容について共通理解を図るため、改めてお知らせいたします。

記

1 第1報の提出

- (1) 骨折や歯のけがの治療などのように、受診結果から30日以上かかると予測された時点 (全治3週間以上を目安) で当課担当に電話で連絡をお願いします。
- (2) 教育・保育施設等事故報告書 (Ver. 3) 表面の太枠内を記入し速やかにメールで当課に御提出ください。
 - ・ 様式は浜松市ホームページに掲載
「浜松市ホームページ」>「創業・産業・ビジネス」>「福祉・介護」>「幼児教育・保育関係事業者の皆様へ(トップページ)」>B. 認可外保育施設(法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設)の届出等について>2. 既存の認可外保育施設の事業者の方へ(3) 指導監査 ア. 随時報告 ■ 重大な事故 > B-2-31 重大事故報告様式【教育・保育施設等事故報告様式(Ver. 3)】
 - ・ メールアドレスは令和6年度より変更となるため別途周知

2 第2報の提出

- (1) 実際の治療に30日かかった時点で、表面の未記入欄及び裏面をすべて記入し御提出願います。
- (2) 「第1報」を提出しないで30日経過した場合は、「第1報」の表裏すべて記入し提出してください。その際、「第1報」を提出していない理由を問われる場合があるので、事前に「第1報」を提出することを推奨します。
- (3) 事故の発生後30日を経過せずに完治した場合は、「第2報」の提出は不要です。担当に連絡をしてください。国と県には担当から報告します。
- (4) 保護者には国のデータベースのデータの1つとして掲載されることをお知らせください。(地域、園名、名前など個人を特定されることはありません)
※参考:「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」で検索

3 提出の際のファイル名及びメールタイトル

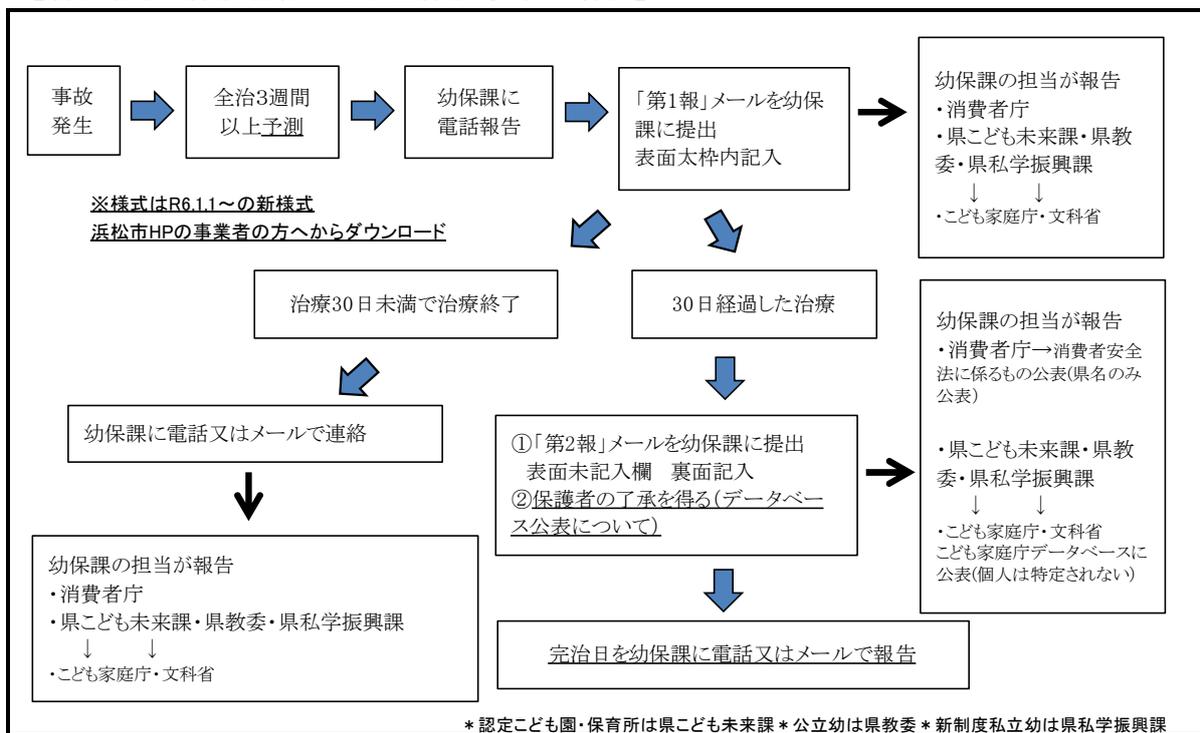
- (1) ファイル名: 令和6年3月14日の事故 第1報の場合
⇒R6.3.14【第1報原本】園名
- (2) メールタイトル: 重大事故報告(園名)

幼児教育・保育課 指導グループ (令和6年度より幼保運営課) 問合せ先: 新谷・中山 TEL 457-2117
--

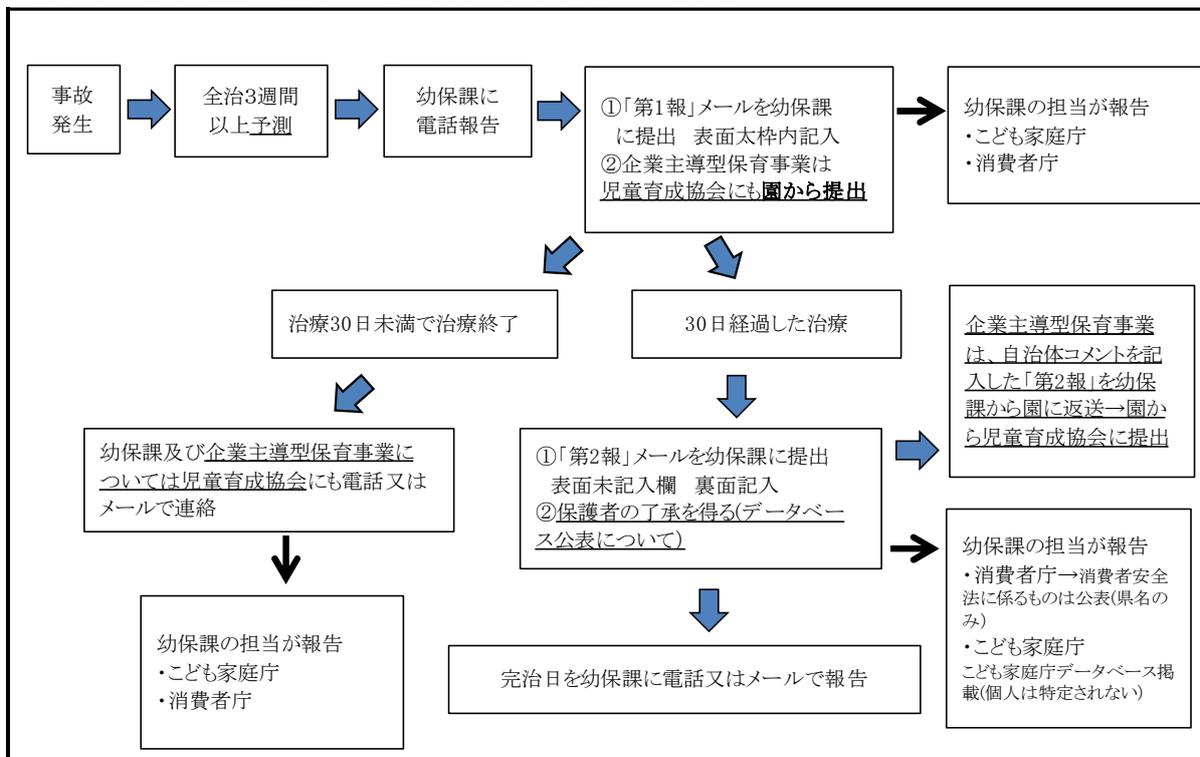
重大事故フロー図

※幼保課＝幼保運営課

【特定教育・保育施設・地域型保育事業の場合】



【認可外保育施設(企業主導型保育事業含む)の場合】



教育・保育施設等事故報告書(記載例)

ver.3
(表面)

基本情報									
事故報告回数	第1報			施設・事業所名称	Cこども園				
事故報告年月日	令和6年	1月	11日	施設・事業所所在地	B市中央区D町1-1-1				
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)	A県	B市		施設・事業所代表者等	E山 F男				
施設・事業所種別	幼保連携型認定こども園			施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)	G法人H会				
認可・認可外の区分	認可			施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)	令和2年	4月	1日		
事故に遭ったこどもの情報									
こどもの年齢(月齢)	2歳	8か月		こどもの性別	男				
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)	令和5年	4月	1日	所属クラス等	3歳児クラス				
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)	※ 事故と因子関係がある場合の、当該こどもの教育・保育において留意が必要な事項(気管切開による吸引等の医療行為、経過観察中の疾病名等)についても、この欄に記載してください。								
事故発生時の状況									
事故発生年月日	令和6年	1月	11日	事故発生時間帯	昼食時・おやつ時				
事故発生場所	施設内(室内)			事故発生クラス等	異年齢構成				
事故発生時のこどもの人数	10名			事故発生時の 教育・保育等従事者数	3名	うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等			1名
事故発生時のこどもの人数の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他	
	0名	0名	3名	3名	4名	0名	0名	0名	
事故発生時の状況	食事中(おやつ含む)								
事故の誘因	死亡								
事故の転帰	死亡								
(死亡の場合)死因	窒息 ※ 事故の転帰が「負傷」の場合は、「一」を選択してください。								
(負傷の場合)受傷部位	一 ※ 事故の転帰が「死亡」の場合は、「一」を選択してください。								
(負傷の場合)負傷状況	一 ※ 事故の転帰が「死亡」の場合は、「一」を選択してください。								
診断名、病状、病院名	診断名	※ SIDSについては、確定診断が出された時のみ記載してください。							
	病状	※ SIDS疑いの場合は、病状として記載してください。							
	病院名	I総合病院							
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)	<p>15:20 本児はケーキ(縦2cm、横2cm、厚さ2cm)をほおぼりながら食べるといふ食べ方をしていた。2つ目に手を伸ばし、食べていた。この時、担任保育士は少し離れた場所では他児の世話をしていた。ケーキを食べた本児が急に声を出して泣き出した。保育士が口内に指を入れて、かき出していたが本児の唇が青くなったことに気がついた。</p> <p>15:25 看護師を部屋に呼んだ後、救急車を要請。口に手を入れ開かせた。背中を強く叩いたが、何も出てこない。泣き声が次第にかすれ声になり、体が硬直してきた。看護師が到着した頃に、チアノーゼの症状が見られた。呼吸困難で、手は脱力した状態であることを確認した。看護師が脈をとるとかなり微弱で、瞳孔が拡大している。本児がぐったりとし、顔等が冷たいのを確認した。心臓を確認すると、止まっている様子を感じ、心臓マッサージを行う。</p> <p>15:33 救急隊が到着し、心肺蘇生等を実施し、病院へ搬送。</p> <p>15:45 病院到着。意識不明であり、入院。 ○/○ 意識が回復しないまま死亡。</p>								
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)	<p>【国の対応】 ○/○ 園において児童の保護者と面談 ○/○ 園で保護者説明会 ○/○ 理事会で園長が説明</p> <p>【市の対応】 ○/○ 記者クラブへ概要を説明</p>								

- ※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。
- ※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。
- ※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自自治体へ報告してください。
- ※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。
- ※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
- ※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。
- ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書(記載例)

ver.3
(裏面)

ソフト面				
事故防止マニュアル	あり	具体的内容	※ マニュアルや指針の名称を記載してください。 ※ 記載内容が無い場合は、空欄ではなく「特になし」等と記載してください(以下、同項目において同じ。)	
事故防止に関する研修	不定期に実施	実施頻度 (回/年)	年に10回	具体的内容 ※ 実施している場合は、研修内容・対象者・講師等も簡単に記載してください。
職員配置	基準配置	具体的内容	※ 事故発生時ではなく、事故発生当日の保育体制としての配置人数について記載してください。	
その他の要因・分析・特記事項	※ 当該事故に関連する要因や特記事項がある場合、必ず記載してください。 ※ 記載内容が無い場合は、空欄ではなく「特になし」等と記載してください(以下、同項目において同じ。)			
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。			

ハード面				
施設の安全点検	定期的実施	実施頻度 (回/年)	年に24回	具体的内容 ※ 施設外での事故の場合は、当該場所の安全点検状況を記載してください(以下同じ。)
遊具の安全点検	定期的実施	実施頻度 (回/年)	年に12回	具体的内容 ※ 遊具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
玩具の安全点検	不定期に実施	実施頻度 (回/年)	年に10回	具体的内容 ※ 玩具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
その他の要因・分析・特記事項	※ 寝具の種類(コット、布団(堅さも)、ベビーベット、ラックなど)、睡眠チェックの方法(頻度など)、児童の発達状況(寝返り開始前、寝返り開始から日が浅い場合は経過日数、自由に動けるなど)等、乳児の睡眠環境については、特に詳細に記載してください。分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。			
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。			

環境面				
教育・保育の状況	食事(おやつ)中	具体的内容	※ 運動会の練習中、午睡後の集団遊び中等、具体的な保育状況を記載してください。	
その他の要因・分析・特記事項	※ 分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。			
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。			

人的面				
対象児の動き	いつもより活発・活動的であった	具体的内容	※ なぜそのような行動をとったのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例: 朝、母親より風邪気味と申し送りあり、いつもは外遊びをするが室内で遊んでいた等)	
担当職員の動き	対象児から離れたところを対象児を見ていた	具体的内容	※ なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例: 雲梯の反対側を対象児ともう一人の児童を見ていたが、対象児が落下する瞬間に手を差し伸べたが間に合わなかった等)	
他の職員の動き	担当者・対象児の動きを見ていなかった	具体的内容	※ なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例: 園庭で他児のトラブルに対応していたため、見ていなかった等)	
その他の要因・分析・特記事項	※ 分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。			
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。			

自治体コメント【必須】				
(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)				
※ 自治体の立ち入り検査や第三者評価の結果、勧告や改善命令などの履歴があるかどうか、その結果や改善勧告への対応、今後の研修計画等あればその内容等、所管自治体として把握していること、取り組んでいることも含めて記載してください。				

【施設・事業所別の報告先】				
① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。)	④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)			
→ ことば家庭庁保育政策課認可外保育施設担当室指導係(ninkagaihokushisetsu.shidou@cfa.go.jp)	→ ことば家庭庁保育政策課環境課健全育成係(seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp)			
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園	⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)			
→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)	→ ことば家庭庁保育政策課家庭支援係(seiikukankyou.katei@cfa.go.jp)			
→ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)	⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)			
③ 特別支援学校幼稚部	→ ことば家庭庁保育政策課子育て支援係(seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp)			
→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)				
→ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)				
【全施設・事業所共通の報告先】				
→ 消費者庁消費者安全課(i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)				

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。

※ 裏面の記載事項は大部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。

参考

こ成安第 142 号
5 教参学第 30 号
令和 5 年 12 月 14 日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室)長
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)担当課長
各都道府県教育委員会学校安全担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く国立大学法人担当課長

殿

こども家庭庁成育局安全対策課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室長
こども家庭庁成育局成育環境課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

教育・保育施設等における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)に基づき、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村(特別区を含む。以下同じ。)、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

また、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成 29 年厚生労働省令 123 号)が施行されたことに伴い、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告義務が課されたところである。

教育・保育施設等において事故が発生した場合の対応については、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の中間とりまとめ(別

紙参照)、「学校事故対応に関する指針」(平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号)及び児童福祉法施行規則改正等を踏まえ、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和 5 年 4 月 1 日付け、こ成安第 2 号・4 教参学第 21 号、以下「旧通知」という。)に基づき運用してきた。

今般、報告の対象となる重大事故の範囲における意識不明の取扱いについて見直しを行い、下記のとおり通知するので、御了知の上、管内の市町村、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知については、令和 6 年 1 月 1 日から運用するので、本通知の運用開始に伴い、旧通知は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1. 事故が発生した場合の報告について

特定教育・保育施設、幼稚園(特定教育・保育施設でないもの。)、特定地域型保育事業、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童クラブ」という。)については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)、学校事故対応に関する指針(平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号)及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)により、事故が発生した場合には速やかに指導監督権限を持つ自治体、こどもの家族等に連絡を行うこと。

また、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(以下「ファミリー・サポート・センター事業」という。)及び認可外保育施設については、児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)により、事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行うこと。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、以下の 2 から 7 までに定めるところにより、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと。

2. 重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲

- (1) 特定教育・保育施設
- (2) 幼稚園(特定教育・保育施設でないもの。)
- (3) 特別支援学校幼稚部
- (4) 特定地域型保育事業

- (5) 延長保育事業
- (6) 放課後児童クラブ
- (7) 子育て短期支援事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 病児保育事業
- (10) ファミリー・サポート・センター事業
- (11) 認可外保育施設

3. 報告の対象となる重大事故の範囲

- (1) 死亡事故
- (2) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- (3) 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故

4. 報告様式

別添 1 「教育・保育施設等事故報告書」のとおり

報告様式について、旧様式（別紙 1～4）を改め、新様式に統一したので、
運用開始日（令和 6 年 1 月 1 日）以降は、新様式により報告すること。

なお、データベース掲載用シートについては、自治体において記載すること。

5. 報告期限

国への第 1 報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第 2 報は、
原則 1 か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

6. 報告要領

別添 2 「報告ルート」のとおり

- (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、延長保育事業、放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センター事業

施設又は事業者から市町村へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告すること。また、都道府県は国へ報告を行うこと。

- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないものに限る。）及び特別支援学校幼稚部（幼稚園について）

施設から各自治体等の実態に合わせて市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等へ報告することとし、市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等は国へ報告を行うこと。

- (3) 特別支援学校幼稚部（特別支援学校幼稚部について）

施設から設置者へ報告することとし、設置者は国へ報告を行うこと。なお、

市町村（指定都市を除く。）については、都道府県を経由すること。

(4) 子育て短期支援事業、一時預かり事業及び病児保育事業

市町村からの委託等により事業を実施している事業者については、事業者から市町村へ報告を行うこと。

市町村（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を除く。）は都道府県へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

上記以外の場合には、事業者から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する事業者については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

(5) 認可外保育施設

施設から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する施設については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

また、都道府県はその内容を当該施設の所在地の市町村長に通知すること。

なお、企業主導型保育施設からは、上記の都道府県のほか、企業主導型保育事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会にも通知すること。

7. 国の報告先

(1) 6により国へ報告を行うこととされている都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、各施設・事業の所管省庁であるこども家庭庁又は文部科学省へ報告すること。

ア 幼稚園及び幼稚園型認定こども園

○ 文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係

・TEL : 03-5253-4111(内線 2966)

・MAIL : anzen@mext.go.jp

○ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課

・MAIL : youji@mext.go.jp

イ 特別支援学校幼稚部

○ 文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係

・TEL : 03-5253-4111(内線 2966)

・MAIL : anzen@mext.go.jp

○ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

・MAIL : toku-sidou@mext.go.jp

ウ 特定教育・保育施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。）、特定地域型保育事業、一時預かり事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、病児保育事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）及び認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）

○ こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係

・TEL : 03-6858-0133

・MAIL : ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp

エ 放課後児童クラブ

○ こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係

・TEL : 03-6861-0303

・MAIL : seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp

オ 子育て短期支援事業

○ こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係

・TEL : 03-6861-0224

・MAIL : seiikukankyou.katei@cfa.go.jp

カ ファミリー・サポート・センター事業

○ こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係

・TEL : 03-6861-0519

・MAIL : seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp

キ その他、事故の報告等の制度全般

○ こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係

・TEL : 03-6858-0183

・MAIL : anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp

(2) 施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県は、都道府県又は国への報告とともに、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく通知）を行うこと。

なお、第1報のみではなく、第2報以降も報告すること。

○ 消費者庁消費者安全課

・TEL : 03-3507-9201

・MAIL : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

8. 公表等

都道府県・市町村は、報告があった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。

併せて、再発防止策についての好事例は、こども家庭庁又は文部科学省へそれぞれ情報提供すること。

なお、公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮すること。

また、6により報告された情報については、全体としてこども家庭庁において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

【別紙】

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」
中間取りまとめについて（平成 26 年 11 月 28 日）抜粋

事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。

一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。

これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めるべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

【問合せ先】

- **事故の報告全般に関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL : 03-6858-0183
- **保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL : 03-6858-0058
- **特定地域型保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係
TEL : 03-6858-0058
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関する
こと**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
TEL : 03-6734-2966
- **延長保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係
TEL : 03-6858-0048
- **放課後児童クラブに関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL : 03-6861-0303
- **子育て短期支援事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
TEL : 03-6861-0224
- **一時預かり事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL : 03-6858-0078
- **病児保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係
TEL : 03-6858-0056
- **ファミリー・サポート・センター事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
TEL : 03-6861-0519
- **認可外保育施設（全類型）に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL : 03-6858-0133